

青森県分収造林のあり方検討委員会「中間報告」についての意見募集結果

社団法人青い森農林振興公社が実施している「分収造林事業」について、今後のあり方や方向性を検討するため県が設置した「青森県分収造林のあり方検討委員会」がまとめた「中間報告」についての意見募集の結果は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

平成 18 年 3 月 22 日から平成 18 年 4 月 21 日まで

2 意見募集の概要

県のホームページに「中間報告」を掲載したほか、県行政資料センター、県の各合同庁舎地域住民情報コーナー、林政課（委員会事務局）に備付けました。

意見提出は、郵便、電子メール、ファックスのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出に当たっては、提出者の氏名・住所（法人の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）の明記を条件としました。

3 提出された意見

全部で 4 件の意見をいただきました。今後の反映予定は次のとおりです。

①文章修正	②記述済み	③実施段階検討	④反映困難	⑤その他	計
	1	2		1	4

①「文章修正」……………本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの

②「記述済み」……………既に記述済みのもの

③「実施段階検討」………プランの実施段階で検討または対応すべきもの

④「反映困難」……………意見の反映が困難なもの

⑤「その他」……………質問や感想、施策の体系外への意見

提出された意見とそれに対する委員会及び県の考え方

提出された意見	反映予定	委員会及び県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 分収方式による経営を継続することは非常に厳しい状況のため、県行造林化し、公益的機能を重視した経営に移行することは重要 移行時期については、国や他県の動向を勘案し、慎重に進めるべき プロパー職員の処遇に留意すべき 県行造林に移行後も森林の管理や経営のノウハウを持った者が参画できるようなシステムを検討すべき 	③「実施段階検討」	<ul style="list-style-type: none"> 当委員会は、今回のパブリックコメントを分収造林事業の今後の方向性やあり方を県に提言するために、現段階での考えを「中間報告」としてまとめたものについて実施しました。 法人経営の観点からすると、現在の木材価格では分収後の伐採収入で借入金を完済することは難しいと考えられます。 そこで「中間報告」では分収造林を、森林に対する県民ニーズに即した「環境財」と位置付け、森林の持つ公益的機能を高めるための「環境投資」として県費を投入し、県民に還元することを県行造林化のねらいとしています。

提出された意見	反映予定	委員会及び県の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> 御提案については、県行造林への移行が具体化する過程で検討していくよう提案していきたいと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> 公社経営から県に移行したとしても、契約内容の大幅な変更がない限り容認できる しかし、分収割合の変更については、契約者の了承を得ることは難しいと考えられる 	③「実施段階検討」	<ul style="list-style-type: none"> 当委員会では、公社が造成してきた森林は、①環境保全に寄与する公共財の造成、②公社の分収造林資産の造成という二面性があると考えています。 県行造林への移行に当たっては公社債務を県が肩代わりして返済していくこととなりますが、公費を投入する意義としては公社資産の保全よりも公共財としての森林造成が優先すると考えられます。 そのため、仮に県に管理が移行したとしても、公社と取り交わしている「分収造林契約」は継続しますが、公社債務を県民が負担するという点も考慮し、この軽減策についても検討していくよう提案したいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 林業を取り巻く環境は非常に厳しく、木材を単なる「材料」として捉えるのではなく、「付加価値」を高めた商品として売出すことが重要 そのため、次の点について提案する <ul style="list-style-type: none"> ① これから着工する県・市の施設は木造にする ② 学校の机・いすを木製にする、ほか 	⑤「その他」	<ul style="list-style-type: none"> 県では、本県の豊かな森林から生産される県産材を利用することが、林業・木材産業を活性化し、森林の整備を促進することから、この利用推進を林政の重要な施策の一つとして取り組んでいます。 しかしながら、御提案にあった県産材による施設建設や机・椅子等の備品の製品化及びログハウスの展示・販売、デモンストレーションの開催等については、製品価格や需要・供給などの点で検討すべき課題も多く、事業化する企業等がなかなか現れない状況にあります。 このため県としては、消費者ニーズの把握や生産・販売体制及び木材の新たな利用等について調査や検討を行い、企業等が製品化を図る際の便宜を図っていきたいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 分収造林業の破たんは免れないと考えられる。公社の救済策としての「県行造林化」以外、有効手段も見出せないだろう 今後も日本国民のため「あるべき森林づくり」にいそしんでいただきたい 国にも積極的に働きかけるべき 	②「記述済み」	<ul style="list-style-type: none"> 当委員会の中間報告では、県行造林への移行に際し、分収造林を「木材生産の場」から「公益的機能の発揮」に重点を置いた森林経営へと方針転換すべきとしています。 そのためには、御提言にあった青森県民のための「あるべき森林」づくりのため、本県に在来するヒバやブナ等の樹種を植栽し、「多様な森林づくり」を目指していく必要があると考えられます。 このことについて国では今年度の「森林・林業白書」において森林を「緑の社会資本」と位置付け、国民全体で森林を支えていく重要性に触れています。 このように、公社分収造林の県行造林への移行は、御提言の主旨と一致するものと考えられます。

(①県のホームページ、②行政資料センター、③県の各合同庁舎地域住民情報コーナー、④県林政課でも御覧いただけます。)

4 意見の反映方法について

提出された意見については、今後開催される「青森県分収造林のあり方検討委員会」で検討し、今年度中に県に提出される予定の最終報告書に反映することとしています。

5 担 当

青森県農林水産部林政課 森林整備グループ

TEL 017-734-9522 Fax 017-734-8145

mail : rinsei@pref.aomori.lg.jp